

## 市長記者会見記録

日時：2014年8月25日（月）午後2時～午後2時43分

場所：本庁舎2階 講堂

議題：平成26年第3回川崎市議会定例会議案概要について（総務局、財政局）

### <内容>

#### （平成26年第3回川崎市議会定例会議案概要について）

司会： ただいまより、市長記者会見を始めさせていただきます。

本日の案件は、平成26年第3回川崎市議会定例会議案概要についてとなっております。それでは、市長から発表いたします。

市長、よろしくお願いいたします。

市長： こんにちは、よろしくお願いいたします。

それでは、平成26年第3回市議会定例会の準備が整い、9月1日（月）招集ということで、本日告示をいたしました。

今定例会に提出予定しております議案は、条例16件、事件7件、補正予算7件、決算等19件の計49件、また、報告4件でございます。

今議会の主な議案といたしましては、まず、議案第92号川崎市特別職の市長の秘書の職の指定等に関する条例の制定について、及び、議案第93号川崎市特別職の市長の秘書の給与及び旅費に関する条例の制定についてでございます。私は、昨年11月19日の市長就任以来、様々な課題に精力的に取り組んできた中で、私の掲げる施策の実現に向けては、国、自治体の首長をはじめ、政財界など各方面の方々と折衝や調整をより強力に行う必要性を感じてまいりました。

今年5月の「国家戦略特区」の指定、「羽田連絡道路」の早期実現に向けた取組など、今まで以上に、様々な機会やネットワークを効果的に活用し、多くの方々との意見交換や折衝を行い、迅速かつ的確に対応することが重要であると痛感しているところでございます。

現在、私の活動を補佐する秘書業務につきましては、秘書部の職員を中心とした一般職の職員で対応してきたところでございます。しかしながら、市長としての活動は広範多岐にわたり、純然たる公務だけでなく、政務の側面を含むような公務もあり、その場合、一般職の職員では、政治的中立性が求められていることから、秘書業務を行うことができないなどの状況がございます。

このことから、政治的行為の制限が少ない特別職の秘書を任用できるよう、地方公務員法第3条第3項第4号に規定されております特別職の秘書を設置し、その給与を支給するために、新たに条例を制定するものでございます。

次に、議案第98号から第102号まで、子ども・子育て支援新制度に関する条例の制定についてでございますけれども、これらの条例は、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、同制度に関する施設・事業の設備及び運営等に関し、その基準を制定するものでございます。

議案第98号は、幼保連携型認定こども園の設備及び運営について、議案第99号は、家庭的保育事業等の設備及び運営について、議案第100号は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営について、それぞれ基準を定めるものでございます。

議案第101号につきましては、児童福祉法の一部改正に伴い、川崎市保育の実施基準条例を廃止するために制定するもの、議案第102号については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部の改正に伴い、制定するものでございます。

次に、議案第107号、川崎市いじめ防止対策連絡協議会等条例の制定についてでございます。昨年9月、いじめの防止等のための対策を、総合的に、かつ効果的に推進するために、いじめ防止対策推進法が施行されました。これを受けまして、本市におきましても、本年5月に「川崎市いじめ防止基本方針」を策定しておりますが、このたび、いじめ防止等の体制整備や、重大事態の調査や再調査を行うため、「川崎市いじめ防止対策連絡協議会」、「川崎市いじめ問題専門・調査委員会」、「川崎市いじめ総合調査委員会」の3つの附属機関を設置いたします。

いじめ事案の調査の公平性・中立性を確保し、当該事案の直接の人間関係または利害関係を有しない第三者の参加を得るため、条例を制定し、いじめ問題に、一層迅速に、適切に対応してまいります。

次に、議案第115号から議案第121号は、補正予算でございます。

このうち、一般会計補正予算の内容といたしましては、特別職の給与費補正のほか、民間保育事業者を活用し、小規模保育所を整備する「民間保育所整備事業」や、国のグリーンニューディール基金を活用し、防災拠点等における再生エネルギーの導入を図ることで、災害に強い環境先進都市を目指す「環境エネルギー推進事業費」など3事業で、補正額は7億5千万円余でございます。

次に、議案第122号から議案第140号は、平成25年度川崎市全会計決算についてでございます。

一般会計では、市税全体では2年ぶりに増収となり、約2億円の実質収支を確保いたしましたがけれども、減債基金から27億円の新規借入れを行っており、厳しい財政状況となっております。

川崎認定保育園の再構築と、それに伴う保護者保育料補助の創設、保育所受入人数を増加するための取組を推進したほか、防災行政無線や備蓄倉庫の整備、ごみ処理施設の整備、障害者の生活介護の充実など、市民が安心して日常生活を送るために必要な施策を着実に実施いたしました。

また、公営企業会計につきましては、それぞれ経営改善に努め、下水道事業、水道事業及び工業用水事業は、昨年度に引き続き黒字決算となっており、病院事業と自動車運送事業は、それぞれ多摩病院の減価償却費の影響、燃料費の高騰などにより、赤字決算となっております。

いずれの議案につきましても、川崎市政にとって重要なものばかりであります。議会の皆様とは真摯に議論させていただき、両輪となって市政運営してまいりたいと考えております。

私からは、以上です。

**司会：** それでは、次に、質疑応答に入らせていただきます。

ここからの進行は、幹事社さんの方でお願いします。よろしくをお願いします。

**幹事社：** それでは、幹事社から、数点お願いします。

92、93号に関連してです。先ほど、連絡道の話を含めて必要性を感じている旨の説明がありましたけれども、行財政改革が一方で進む中で、この設置が、どう市民のためになるのか、また、なぜこの時期なのかを、改めて説明願えますか。

**市長：** 先ほど例に挙げました羽田の連絡道路とかがありますけれども、全般的に、就任してから9カ月たちますけれども、様々な課題がございまして、そういったものに対して、国あるいは関係自治体と、色々な折衝をすることが大変多くなってきました。そういった意味で、スタッフ機能の強化が大変重要だと認識をしております、そういった意味で時期を逸せず、こういう職を設けたいと思ったところでございます。

行財政改革の関連につきましては、めり張りのあるということを言ってきておりますけれども、まさにめり張りの部分で、ここのスタッフ機能の充実は、しっかりとやっていきたいということでございます。

**幹事社：** 関連するのですが、給料が、横浜に比べても高目の設定になっていますが、その理由は何でしょうか。

**市長：** いい人材をしっかりと確保したいという意味でも、そういった設定になって

おります。しかし、上限額を設定しているものでありまして、それは、今後、任用する人によって差異が出てくると、当然考えております。

**幹事社：** わかりました。

すみません。参考資料を見させていただいたのですが、公務を行う上で、関連性の強い政務も職務として行うことが可能だと説明はあったのですが、どうでしょうか、政務を行うこともあるのでしょうか。

**市長：** いわゆる純然たる政務、政務というか、例えば、私の選挙活動でありますとか、私の後援会の事務だとかいったものは、公費を使ってやる仕事では全くありませんので、そういったところには、仕事にならないということであります。

**幹事社：** わかりました。

そうした業務が、実際に、間違いなく行われているかどうかであるとか、あと、もう一つは、その前段階で、どのような人選になるのか、そのあたりは市民の関心事になると思うのですが、これらの透明性を高めるための仕組み、システムは、何か用意されますか。

**市長：** 仕組み的に、どういうふうに透明性を担保するのかは、特別職でありますから、衆人環視というか、例えば、今の副市長が何をやっているのかとかは、当然市民の前では明らかになっているものだと思いますので、透明性というのは、日々透明性が確保されているものではないのかと思いますけれども、新たに、何か、そういう仕組みをつくるかという考えはございません。

**幹事社：** 補正予算では、一応、2人分を組んで計上されていますけれども、今現在、市長の意向は、上限2人でしょうか。

**市長：** いや、まだ、具体的な人選等については、今後の話でございますので、幅を持ってというか、先ほどの給与の話もそうでありますけれども、仕組みとして整える、2名枠を整えたということですので、それを1人にするのか2人にするのかは、今後の話になってくると思っています。

**幹事社：** 人選は今後ということですが、議会同意もいらない形になりますが、どのような形で、どのような条件で人選を進めていくということか、今、おっしゃれば。

**市長：** 私の唯一のスタッフ、スタッフとラインという言い方で言えばスタッフ職でありますので、そういった意味では、私との信頼関係というのが、まず重要になってくると、先ほど申し上げたような、対外的な調整能力、折衝能力が重要になってくると思っていますので、そういった能力にたけた人を、今後任用していきたいと

思っております。

**幹事社：** いろいろをめぐりにされていますか。

**市長：** いつというのは、まだ決めておりませんが、なるべく迅速には選んでいきたいと思っております。

**幹事社：** わかりました。

各社からお願いします。

**記者：** 先ほど、市長の冒頭のご説明の中で、公務の中に政務性のある公務もあるというお話をされていたのですが、普通の一般の市民の方にとってみると、どこからどこまで政務で、どこからどこまでが公務だということは、非常にわかりにくいと思うのですけれども、まず大前提としてですが、この特別の秘書さんは、公務をやる人であって、政務をやる人ではないという理解でいいのでしょうか。

**市長：** そうです。純然たる政務というのは、私の、例えば、プライベートの秘書でやればいいことでありますので、その切り分けは、ちゃんとしなくてはならないと思っております。

**記者：** そうすると、確認ですけれども、この特別秘書さんは、政務ではなくて公務をなさる方という理解でいいですか。

**市長：** 何と言うのですか、公務と政務というのが、純粋に切り分けられるのかというと、切り分けが非常に難しいところはあることはご理解いただけると思います。けれども、そういったところに、例えば、同席させるというのは、一般職ではなかなか難しい部分もございます。

例えば、私の動向を見ていただくと、あそこに載っているのは純粋に公務の部分でありますけれども、それ以外の部分は、公務と政務がまじり合っているというか、非常に明確な線引きが難しい部分も含まれております。

そういった部分が、私も、就任以来、他の自治体の首長さんなどとお会いする中で、首長さんと特別職の秘書さんと私という場面は、複数回ございました。そういったときに、その後の話というよりも、基本的に、私が、両方の人に説明をしていかななくてはならない、環境をつくっていかなくてはならないというのは、非常に難しいところというか、時間的にもございまして、そういった意味でのスタッフ機能というのは欲しい、必要だと、常々思っておりましたので。

**記者：** 例えばで結構ですけれども、その一例、二例ですね、こういうことは、今までの秘書では、一般職の秘書ではできなかつたけれども、特別秘書ができれば、こういう席に行ってもらおうとか、こういうことをやってもらおうとか、なるべく具体的に例

を挙げていただけますか。

**市長：** 具体的にというか、個別事案の話にならないようにしたいと思うのですが、一方で、私がやっている、あそこの予定表に書いてある以外の話というのは、もちろん純粋なプライベートというのがあります。でも、それ以外のものは、非常に多岐にわたっていて、政治的なものを含まれている部分もあるのです。

そこに、全部、自分が今までやっていた部分を、スタッフ職でやってもらいたい部分がありますので、そういった意味での、私としての効率的な、あるいは効果的な市政運営に資するのではないかと思っているのです。

ですから、具体的に、この案件だとイメージさせるのが、非常に多岐にわたっているので、説明するのが非常に困難だとは思いますが、いかにスタッフ機能が重要かは、多分、皆さんもご理解いただけるのではないかと思いますし、事実、特別職の秘書を持っている自治体も多いのが、まさにその理由だと、私も感じております。

**記者：** 市長のおっしゃることはわからないではないですけれども、例えば、誰々と会ったときという、個別、具体的なことはお伺いしませんので、こういうときに、今までは自分が全部やらなければならなかったけれども、特別秘書がいたら、その人たちがやってくれてよかったと思うような、すごく市民に対してわかりやすい、一般論として結構ですので、例があれば、例えば、このようなことを、福田市長としては、政務、特別秘書にやってもらいたいという腹案があれば、そういうのを教えていただければと思います。

対外的な折衝調整というのは、一般職の秘書だとか、あるいは一般職の秘書以外の職員さんも、対外的な折衝はなさっているわけであって、それとどう違うのかが、なかなかイメージがつかみにくいのですけれども。

**市長：** 冒頭に申し上げた羽田の連絡道路とかの話も、一部は含まれますけれども、本当に、このあまたある中の政策課題の一つです。では、あれは何だと、もう、日々ものすごいことが、色々なことが起こっていて、具体で言うとなると、もうあまたありますので、なかなか表現しにくいのですけれども、会っている人から言うと、政財界で、川崎市に大いに関連ある人たちとの面会、あるいは調整だとかは、日々私がやっていること、それを補佐してもらおうということですから、ある意味、市政全般にわたって、そういうことが日常的に行われているということでもあります。

**記者：** わかりました。

**記者：** 特別職ということで、副市長も特別職ですが、その副市長ではできないというか、なぜ副市長ではなくて特別秘書なのかという部分、その線引きというか、副市

長でも、これまで市長の代理として挨拶を行ったりとか、そういう国だとか県とかの交渉の場所に出て行くところはあると思うのですが、その辺、副市長では補えないというか、できないのでしょうか。

**市長：** まず、副市長と今回の特別職の秘書とは、純粹に特別職の秘書というのは、スタッフ職です。副市長は、スタッフ職であると同時に、そこの自分の所管しているところを持っている、ラインとスタッフ、両方を兼ねている役割があると思います。そういった意味では、純粹なスタッフ職というのが今までない中で、今回の条例の提案となると思います。

ですから、今回の特別秘書は、いわゆるラインではありませんから、そこのどこを所管しているということもないし、職員に対する指揮命令系統もございません。

**記者：** そうなると、勤怠管理だとかそういったものは、どのような形になるのですか。

**市長：** 私が任命権者でありますので、私のしっかりとした管理のもとでやっていかなければならないと思っております。

特別職でありますけれども、副市長と同様に、基本的には、職務、何と云うのですか、休暇の規定もないし、何時から何時までもありませんけれども、当然、一般的なものは求められていると思っております。それは、私の責任の中で、しっかりと管理をしていきたいと思っております。

**記者：** 先ほど、幹事社からも、懸念というか、皆そう思っているのですけれども、公務の中の政務的な色合いの強いところをやるということですが、事務方の議案の説明のときには、そういった説明があったのですけれども、条例のほかに、こういったことはやってはいけないとか、グレーゾーン的なものに対する、規則的なものは、設ける予定はあるのですか。

先ほど、担保はあるのかという話がありましたけれども、特別秘書に対する規則というか、運用上のですね。

**市長：** 先ほど申し上げた、純然たる政務に関するところは、やってはいけないことでもありますから、そういった意味での、しっかりと指導は、任用された人にしていかなければならないと思っております。

これは、また同じような話になってしまうかもしれませんが、純然たる公務と政務の微妙な境がわからないのは、一般職ではできないということでもありますから、そういった意味で、そこの業務はやってもらわないと、逆に困るわけです。ですから、誰が見ても、例えば、僕の選挙運動をガリガリやっているなどという話は違うでしょ

うとなるわけで、それは極めて明確でありますから、ある意味、一般常識のレベルではないかと、私は思っております。

**記者：** これは、市長が、僕らも、過去に僕も、ことしの年始のインタビューとか、あと、ことし2月か3月の定例会か何かの会見でも、こういった特別秘書的なものを置く予定はあるかという質問が出て、そのときは、全く検討はしていない、外にブレーンはあるし、そういうところで聞けば済む話だという話もされていたのですが、この特別秘書を、必要性を感じて今回置こうという決断をされたのは、いつぐらいになって、どういう、これまでは、そこまでは今のところ必要がないという認識だったと思うのですが、どう変化されたのでしょうか。

**市長：** 僕が、その時点で何と申し上げたかは定かではありませんが、現時点で必要性を感じていないという言い方をしたのではないかと考えています。

それがどのタイミングだったかは、私もはっきりしておりませんが、いつからそのようなことを考えたとは、言うのがすごく難しいのですが、この9カ月間の中で、度合いを増してきたというか、スタッフ職が必要だということを、今の私の実態を、自分なりにというか、市の組織としてでも見ていただくと、これは必要なのではないかとということに至ったわけです。

**幹事社：** 関連して確認ですけれども、職務について、想定しているものから外れた行動をしたとき、それに対するチェック機能は、先ほど市長もおっしゃった、私が管理する、そこに尽きるのですか。ほかには、もうないのですか。

**市長：** 任命権者としては、そうだと思います。

要するに、例えば、副市長のことについて、最終的な責任を負うのは、私です。ですから、副市長もそうですし、今回の特別職の秘書についても、その行動については、私が責任を負うこととなります。その行動管理というか、どういうことをしているのかは、何か仕組みがあるわけではありませんので、そういった意味では、任命権者に属しているものだと思っております。

**幹事社：** では、勇み足、あるいは逆に働かないということがあった場合でも、その処分は、市長次第ですか。

**市長：** そうです。私が、不適切な行動だと考えれば、それは解任することになります。

**記者：** ただ、今回の場合、議会の同意を必要としない自由任用という形をとられるということ言えば、副市長とは若干異なってきた、本当に市長の責任というのがさらに重くなるというか、議会には入らないと思うのですけれども、それは、それでよ

ろしいというか、そういうものですか、この秘書というのは。

市長が、全部責任をとられるということですか。この行動等、秘書職の方がやられることは、全面的に市長に責任があるということですか。

**市長：** とうか、責任を持って、その自覚と行動、責任を持って、その方には行動していただかなければなりません、結果責任としては、全て私が負っているということは、特別職、そういう意味では副市長とは違うのかもしれませんが、より重たいものが求められているのだと思います。

**記者：** 先ほど、迅速に決めたいというお話があったかと思ひます。人選について、迅速に決めていきたいということですが、まだ、もちろん、この条例自体ができていないのであれですが、どういふイメージの方を想像すればよろしいのですか。想定されている方というのはい、どういふ方でしょうか。例えば、大学教授であるとか、今、市役所の職員であるとか。

**市長：** それは、今後の条例が通ってから、しっかりと、人選を、今後、想定するものを、これからやっていきたいと思ひていますが。

**記者：** 後援会とか事務所とか、そういうところから出るといふことでは、余り想定されていないといふことでしょうか。

**市長：** 市役所、あるいは、財界、大学、事務所、あらゆる可能性はあると思ひます。

給与も、あるいは人数も、その範囲の中で、決めていきたいと思ひていますが。

**幹事社：** 今、それこそ、条例が通るか通らないかのタイミングですが、その必要性を感じてきた中では、こうした人にやってもらいたいといふものはなかったのでしょうか。

**市長：** まず先ほど申し上げたように、私との信頼関係がしっかりとあることといふか、私の代理が、代理と言ったら変ですが、真意がちゃんと相手に伝えられる能力がある人といふこと、これが絶対条件になると思ひますので、ある意味、私の代わりに代弁してもらわなければいけないといふのが想定されますので、そういった意味で、しっかりとした信頼関係といふのが、第一条件だと思ひます。

**幹事社：** 信頼度と言ひますと、相手方にとっての信頼度と言ひますと、その既存の、もう既にある社会的立場とかは、条件になってくるのでしょうか。

**市長：** いや、それは、総合的に考えます。

**記者：** すみません、それは、現段階で、市長の頭の中には、この人にやってもらいたいといふ腹案があった上で、条例がまだ提出もされていない段階なので、おっしゃれないといふことか、それとも、まだ、人選については全く白紙の状態であるか、い

ずれでしょうか。

**市長：** 全くもって白紙ということはないですけれども、様々、色々な条件がありますから。

**記者：** やはり、やる仕事の中身が、今言ったように、非常に線引きが難しいという部分で、説明しにくいかと思うのですけれども、先ほど、記者からの質問で、これまでどういう場面で必要性を感じたのか、具体的にという話では説明しにくい、色々多岐にわたっているということですが、逆に、これからどういうことをやってもらいたいとかはありますか。

**市長：** 例えば、いや、難しいというよりか、先ほどもお話ししましたけれども、私と相手の首長さんと会ったときに、これは一自治体ではありません、複数の自治体で、相手方は特別秘書を連れてきて、私は、当初、私だけとなっている状況というのは、ものすごく分かりやすい形だと思います。

こういったことが、これから、自治体間連携だとか、あるいは、広域的な取組だとかしていく上では、これは必要不可欠な部分だと思っております。

**記者：** ただ、資料では、自治体の中で設けているところは、6政令市ありますけれども、実際に置いているところは2つ、運用しているところは半分あるかないかというところですが、そういった中でも、川崎も必要だという認識に至ったということですか。

**市長：** そうですね。これまでの川崎の色々な取組を見ていただくと、客観的に見ても、ご理解をいただけるのではないかと、私は思っております。

**幹事社：** 今の話もそうだったし、「多くの自治体が」と先ほどおっしゃったところから見ると、より多くの自治体が、特別秘書なしで頑張っている状況もあると思うのですけれども。

**市長：** おそらく、そういう自治体も増えていくのではないのでしょうか、スタッフ職を置かなくてはという。あくまでも、私の想像ですけれども。

**記者：** 例えば、今の2階のところに、首長室の並びや何かに、特別職秘書室みたいなものを設けるということを想定しているのですか。

要するに、先ほど、市長みずからおっしゃられたように、出勤時間が決まっているわけでもないし、休みが決まっているわけでもないし、極端なことを言えば、役所に来なくても全然構わないわけであって、どういう業務フローというか、考えてらっしゃるのか。ここの特別職の皆さんは、皆非常に真面目なので、8時半にはいらっしゃっていますが、同じような感じで登庁されて、仕事をされることを想像されているの

でしょうか。

市長： 当然、私は、そういうふうに想定しておりますけれども。

記者： 例えば、そこに、新しく秘書部屋ができる感じですか。

市長： いや、ごめんなさい、まだそこまで想定しておりません。

記者： わかりました。

記者： ことしの4月に、秘書部を少し組織改編して、新たに政策統括部長を県の方から呼んで、つくって、市長の、ある意味、少し、施策を横断的に見たり、特命事項を色々検討してもらったりという、情報収集してもらう部署をつくったのですけれども、それとの違いというか、それを格上げする形というイメージか、また別途つくる形でしょうか。

市長： いや、組織論というか、スタッフ機能を拡充していく、充実させていくという意味では、同じ方向性の流れだと思いますけれども、組織のあり方としては、今回提案しているものではございませんので、今後、新たに、そういう可能性も出てくるかとは思いますが。

記者： それは、どういう意味ですか。

市長： 秘書部をどうしていくかという話は、今後、出てくるかと。

記者： では、より、やはりスタッフ機能が、重要だということですか。

市長： 思っています、はい。

記者： 非常に政治的な案件というか、条例案だと思うのですがけれども、過去に、県知事、神奈川県でも、こういったものを出して否決をされたりという、当然、その当時、県議会におられたのかもしれないですけれども。

市長： 秘書は、否決されましたか。

記者： 2004年、松沢さんが、否決1回されているのです。

市長： 否決されていますか。そうですか。

記者： 否決されているのですけれども、そういった流れもあったりして、非常に議会、もうハレーションが大きいのかと、僕としてはそう思っているのですが、市長としては、これは理解を得られるというか、もう根回しが終わって大丈夫だということか…。

市長： というか、私は、そもそも、これが政治的なものだという認識が、ほとんど、もう全くないというものです。要するに、市政運営上、最も効率的で効果的な組織をつくっていくことだけですので、何か、この政治的なものだという位置づけのある仕事だとは思っておりません。

ですから、市政の組織全体のバランスを考えた上で、最も効果的な、やっていく上での職というものを、新たに設けることだけですので、特段、何か、政治的なニュアンスを持っているものだという認識はございません。

**記者：** しかし、ただ、これは、市長の代理として、事務方の説明では、政治家の政治資金パーティーだとかいったものに、一応市長として呼ばれて、行けない場合に、代理出席をして挨拶をするだとか、川崎市のPRということをやるといふ話ですけれども、非常に、そうすると、市長と同等かそれに近いぐらい市政に詳しくて、かなりそういった交渉ができるというか、対外的にも、先ほど言ったように、信頼性がある人間ではないと、鼻で笑われてしまうことになりかねないと思うのですけれども。

**市長：** 何と言うか、政治資金パーティーの例とか出ていましたけれども、それは、何か、もう一番何かどうでもいいと言ったらあれですけれども、そういう仕事で、別にそのようなことに期待して、この職を設けるわけではないことは、誰が見ても思うと思います。

そういう意味では、現状で、繰り返しになりますけれども、政財界の人たちとやっている中での調整、折衝が、メインの仕事になるので、ある意味、裏方のような仕事になるのかと思っております。私がやっている仕事を、純粹に補佐してくれる、そういった裏方の仕事だろうと思っております。

**記者：** では、市長の名代として、何か幅をきかせるとか、そういうイメージではないと。

**市長：** そういう意味では……そういう意味の特別秘書というイメージが、私は全くないので、何と言うのですか、有名な、例えば、元総理の補佐官とか、ああいうイメージだとか、すごくパワフルな人とか、それだけで単独で目立ってしまうイメージは、僕は、今回の職というのではないと思っております。ある意味、うまく事が、市政がやろうとしている方向、私が目指す方向を、うまくサポートしてくれるという裏方の人を、これから任用していきたいと、条例がお認めいただければ、そう思っております。

**幹事社：** 確認ですけれども、一応、事務方から説明がありましたので、先ほどのパーティーの代理出席の話とか、これはイメージがどうかとは別に、そういったパーティーへの代理出席というのは、ないということよろしいでしょうか。

**市長：** いえ、ないことはないです。

**幹事社：** ないことはない。

**市長：** ないことはないです。それは、全然あります。それは、職務の範囲に入っています。

ただ、それがメーンの仕事かというのと、そんなパーティー要員ではあるまいし、そのようなことはあり得ません。

**幹事社：** メーンではないけれども、その仕事をしたときに、仮に、市民から疑念を持たれたときには、どのような説明になるのですか。

**市長：** え。

**幹事社：** どういう必要があって、公務として行ったかという。

**市長：** 要は、先ほどから申し上げておりますけれども、純粋な政治活動というものについては出席いたしませんし、そういうものに参加させませんということです。

**幹事社：** では、今、聞き方が悪かったのでしょうか。政治家のパーティーと一言で言ってしまったときには、「あります」とおっしゃった返事の中には、どのような種類のパーティーでしょうか。

**市長：** どんな種類のパーティーとは、色々な種類のパーティーがあると思いますが、市政に関するようなものについては、当然、参ります。

**幹事社：** 政治家個人の資金パーティーというのは、そういうのではないということですか。

**市長：** それが市政に関連することであれば、そういったものは、十分にあり得るということです。

**幹事社：** 市政に関連……。

**市長：** ぜひ、他都市の例も含めて、調べていただければと思います。

**幹事社：** でも、その市政に関連するというのを、わかりやすくお願いします。

**市長：** いや、もろもろ考えられると思いますけれども。

繰り返しになりますけれども、純然たる政務については、参加をしないわけでありますから、そのことは、衆人環視の目の中でやられているわけでありますし、私の監督下の中で、しっかりやっていくということであります。

**幹事社：** ごめんなさい、その政治家の資金パーティーに、代理出席することで、聞いていたのですけれども。

**市長：** 質問の意味もよくわからないのだけれども。

**記者：** 市長が冒頭におっしゃられていたことと、まさに重なると思うのですけれども、この方は、政務をやる人ではなくて、あくまでも公務をやる人だという前提の上で、ただ、公務の中の、政務、線引きが難しい部分についてやっていただこうということですか。

**市長：** そういうことです。

記者：　そうですね。ただ、これは、全体からくくれば、公務の中に含まれるものであるということですか。

市長：　どういう意味ですか。

記者：　全体の中で言えば、政務ではなくて公務であるという……。

市長：　そうです。

記者：　政務性を帯びているけれども、彼、その特別秘書さんの仕事としては、これは、あくまでも公務であると。

市長：　そういうことです。

記者：　そういうことですね。

市長：　要するに、純然たるその政務の場合に、公費を使うのはおかしいでしょうということですね。

記者：　そのとおりですね。

市長：　ことですね。だから、その線引きは、きちんとしなければいけないと思っております。

記者：　先ほど来、多分、私も含めて、皆さんが質問をされているのは、線引きが難しいときに、その線引きを、もちろん一義的には政務秘書さん、それから、あとは市長がなさると思うのですが、ただ、それに対して異論があった場合に、おかしいのではないかとと言える状況を担保するために、何らかの、例えば、透明性を確保する方法があったりしたほうがいいのではないかとということだと思っております。

市長：　例えば、私が日々活動している中で、疑念を持たれないようにしておく、要するに、例えば、私の政務の活動のところに公用車が入っていくだとかということがないように、それは、常に疑念を持たれないように活動しております。それと全く一緒の話です。

記者：　自覚の問題ということですか。

市長：　自覚の問題というか、それは細心の注意を払ってやっていかなくてはいけないという。申し上げているように、純然たる政務のところは、できないわけですから、絶対にやってはいけないわけですから、そのようなことは、任用のときに厳に言いますし、それは自覚を持って行動してもらわないと、私の監督下、責任の中でやるわけですから、それは困るということを、しっかりやっていかなくてはいけないと思っています。

しかし、それは、本当に、日々、個別の案件の話でありますから、どこまでが公務とか、政務を帯びているかという判断は、ものすごく高度な判断だと思いますが、

だからこそ、疑念を持たれない運用の仕方が大切だろうとっております。

**幹事社：** 先ほどの質問で、要するに、政治資金パーティーに、代理出席があり得るということですか。

**市長：** あります。あり得ますね。

**幹事社：** では、市政にかかわる政治資金パーティーというのは、イメージがわかりにくいわけですか。それを、わかりやすく説明してもらえないかと。そういう……。

**市長：** 具体的に、どういう形での政治資金パーティーというのか、だから、それは、個別具体的な判断になると思いますけれども。

**幹事社：** そこを、市長から言えば、色々ありますということでしょうけれども、市民にも理解できそうな想定例を、一つ二つお願いしたい。

**市長：** 政治資金パーティーですか。

**幹事社：** そうです。

**市長：** ちょっと研究しておきます。

**記者：** 基本的に、でも、市長の名前で呼ばれば、それは、公務になるのですか。市長の名前でパーティーに来てくださいと言って、出れば、それは公務になるのですか。

**市長：** いや、それは、色々なパターンがあるのではないかと思いますけれども。

**幹事社：** では、よろしいでしょうか。

**司会：** よろしいですか。

それでは、以上をもちまして、市長記者会見を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

**市長：** ありがとうございました。

(以上)

---

この記録は、重複した言葉づかい、明らかな言い直しや質問項目などを整理したうえで掲載しています。

(お問い合わせ) 川崎市役所総務局秘書部報道担当

電話番号：044(200)2355